

日時 / 場所

化学物質管理にあまり馴染みのない業種のみなさまへ

R7.2.13 木

午前 10:00~11:30

ウイングあいち11階  
会議室 1101  
(名古屋市中村区  
名駅4丁目4-38)

えん?!

なんでウチが  
化学物質管理?



# 化学物質管理 スタートセミナー

化学物質管理は製造業などの工業的な業種だけのものではありません。

一見、化学物質とは縁遠いと考えられている非工業的な業種（特に接客娯楽業）においても、実は化学物質に起因する労働災害が多く発生しています。

また、令和6年4月の法令改正によって、職場で管理すべき化学物質の種類が大幅に拡大され、今後も更に多くの物質が規制の対象となることとなっています。

本セミナーでは、化学物質管理に馴染みの薄い業種のみなさまを対象に、化学物質管理を進めるためのポイントについて解説いたします。

右の二次元コードからお申込みください

定員

80名限定

申込期限

令和7年2月6日(木)まで

お問い合わせ

愛知労働局労働基準部健康課 (TEL052-972-0256)







**あなたの職場は大丈夫!?**

# いつもの作業の「化学製品」 適切に管理していますか?



**労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!**



労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare